

## 2-3. 期間終了後に“乗り換え”するとどうなる？

新規の**非課税枠は縮小**。特定口座に移行すれば**罰ゲーム**？

「非課税期間の5年経っても値下がりがりしたままなら、次の5年が非課税になる新規口座に乗り換えればよい」という考え方もあるでしょう。

この非課税期間終了後の乗り換えですが、扱いとしては「それまで保有していた株を新規口座に乗り換える日に売却し、その株価で買い直した」というものです。ですから、新規口座に記録される買値(取得価格)は、もとの株価ではなく、「乗り換えた日の株価」とされます。

乗り換えた新規口座で購入できるのは「100万円まで」で、新たに購入できる枠は、100万円から乗り換えた銘柄の買値の分を差し引いた額に縮小します。もし、「もとの口座の銘柄を乗り換えるよりも、新たな銘柄で非課税枠を使ったほうが利益が見込めそうだ」という場合には、乗り換えをせずに、特定口座に移行させるという選択肢もあります。ただし、特定口座に移行した場合の買値もやはり「移行した日の株価」です。そのため、もとの買値より安い株価で売却して事実上は損失になっている場合でも、特定口座に移行した日の株価より高ければ税金がかかります。一時はNISAを選びながら、含み損になった株を後に特定口座に移した人には、こうした罰ゲームが用意されています。